



消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

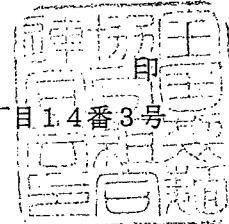
平成25年11月26日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 全国製麺協同組合連合会

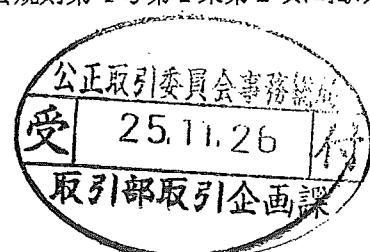
住所 〒135-0004 東京都江東区森下3丁目14番3号

代表者の氏名 会長 前場 敏男



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	ゼンコクセイメンキョウドウクミアイレンゴウカイ		
(1) 名称又は氏名	全国製麺協同組合連合会		
(2) 事務上の連絡先	住所 〒135-0004 東京都江東区森下3丁目14番3号 電話番号 03-3634-2255 部署・担当者名 全国製麺協同組合連合会 事務局長 原田勝雄		
(3) 参加事業者等の概要	全国において生麺類を製造販売する事業者		
(4) 業種	<input checked="" type="checkbox"/> 1 製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	(生麺類製造業) (生麺類卸売業) (生麺類小売業)	(業) (業) (業)
(5) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場合)	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）		
(6) 参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認	① 参加しようとする事業者の数 うち3分の2以上が中小事業者である ② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 62 団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である		
		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	生麺類（中華麺、うどん、日本そば、皮類：ゆで、生、蒸、冷凍）
(2) 共同行為の内容	<p>□1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p>□2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p>□3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他 単位0.1円〕 ()</p> <p>□4 その他〔具体的に ()〕</p>
(3) 共同行為の実施期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<p>□1 有 → [具体的に 違反者には注意を行う]</p> <p>□2 無</p>

3 その他参考事項

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提出している。

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し